

物價廳官制審査委員會

昭和二十一年八月六日(火曜日)樞密院事

務所に於て開會

出席者

清水議長

審査委員長

潮副議長

審査委員

河原顧問官

樞密院

關屋顧問官

大平顧問官

河本顧問官

西野顧問官

藤沼顧問官

國務大臣

膳國務大臣

説明員

入江法制局長官

宮内法制局第二部長

橋井内閣事務官

久米法制局事務官

山田大藏次官

工藤大藏省物價部長

平田大藏省物價部第一課長

谷村大藏事務官

諸橋書記官長

高辻事務官

鈴木事務官

樞密院

(午前十時十分開會)

潮委員長開會を宣し、物價廳官制を議題に供す。河原委員より、物價廳は現在の大藏省物價局を繼承した程度に過ぎないが、何故増員を必要とするか、又物價の最終決定権が何れの官廳にあるか不明確であり、断くしては單に屋上屋を重ねる弊に陥らないかの諸點を質し、膳國務大臣及び工藤大藏省物價部長より、米國に於ける物價に關する政府機構にあつては一萬二千名のス

タッフを擁して居るのに比べ、日本に於ては餘りに貧弱な人員であるので、その圓滑を期する上から増員の必要があり、又物價の最終決定權は物價廳に屬することになるから、從來よりも強かに推進することができ、各種委員會による職權の重複は物價廳の運用によつて極力改善して行き度い旨の答辯があつた。

關屋委員より、物價廳は内閣總理大臣の管理に屬することになつてゐるが、多くの問題を總理大臣に集中する傾向は、總理大臣の職責上不適

樞密院

當ではないか、又徹底的に物價に關する一省を獨立せしめるべきではないかと質し、膳國秀大臣及び山田大藏次官より、日本の官廳には所謂セクシヨナリズムの弊風があるので、統一を圖るために、最後の決定權は總理大臣に委ねることとしたが、實質的には物價廳長官が決定するのであるから、その重責を考へて國務大臣とした旨答辯があつた。

大平委員より、物價廳は經濟安定本部に對立して、運用が不圓滑となる惧れはないかと問ひ、河

本委員より従來の觀念から見れば、物價廳が一省に獨立しない限り、その運用は困難であり、本案で進めば物價廳は内閣總理大臣が總裁たる經濟安定本部の下に置かなければ、實際の運用を害するのではないかの懸念を質し、更に又潮委員長より、略同様の理由により、本官制は差向き實際の運用に便なるものに變へて實施した上、運用に支障を來した場合にはじめて本案に戻す意思がないかを質したが、膳國務大臣より、各位の意見に賛成であるが、諸般の事情より本案に落着いたので、物價廳のスタッフは極力、經濟安定本部のスタッフと兼任せしめて、運用上遺憾なきを期したい旨の答辯があつて、質疑を終了。

仍つて潮委員長、政府側の退席を求め、各委員協議の結果、本案は全會一致でこのまゝ可決することとし、閉會を宣す。

(午前十一時半閉會)